

平成 25 年 11 月 17 日

**労働契約法の特例・安全保障分野への重点配分で
本当に研究力は UP するのか？
～ストップ！「研究開発力強化法改正案」 緊急集会～**

呼びかけ人(団体)：東京地区大学教職員組合協議会議長・荒井竜一
首都圏大学非常勤講師組合委員長・松村比奈子
関西圏大学非常勤講師組合委員長・新屋敷 健

昨年 8 月、労働契約法が改正され、5 年を超えて継続更新される全ての有期労働者は、本人の申し出により無期雇用に転換されるという「5 年ルール」が導入されました。その目的は、「有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようにするため（厚労省 HP）」とされています。

ところが、自民党は、大学や研究機関で有期雇用としてはたらく教員・研究者や技術者の無期雇用に転換する期間を 5 年から 10 年に延ばすことを柱とする「研究開発力強化法改正案」を議員立法で今国会中に成立させようとしています。

明らかとなった「研究開発力強化法改正案の概要」には (1) 労働契約法の特例 (ここのみ人文科学研究者・教員を含む)、(2) 研究開発法人の行う出資業務等、(3) 新たな研究開発法人制度の創設、(4) 我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究への必要な資源配分、(5) 研究開発の国際水準を踏まえた専門的評価、(6) 研究の実態に合わせた調達、(7) イノベーション人材の育成、(8) リサーチアドミニストレーター制度の確立、(9) 研究評価や「目利き」についての専門人材の育成、が挙げられています。また大学教員等任期法も合わせて改正するとあります。

そもそも大学・教育機関とそこで働く有期雇用研究者・技術者・教職員に密接に関わる法改正でありながら、内閣提出法案のようなパブリック・コメントへの周知も募集もなく、当事者である有期雇用教職員らや利害関係者の意見聴取も行わずに、わずか二週間ほどで議決を強行しなければならないどのような理由があるのでしょうか。

特に有期教職員らの不安定な雇用期間を 10 年に延長し、また「国及び国民の安全に係る研究開発」という安全保障分野への重点配分を行うことが具体的にどう研究開発の強化につながるのか、その試算や解析の過程は不明です。多くの研究者・技術者・教職員の将来設計や研究計画に重大な影響を与える、労契法特例・安全保障分野への配分の根拠が明らかにされない限り、改正の利益は単に与党の立場からの希望的観測か根拠のない憶測であり、時期尚早といわざるを得ません。この問題を民主的に解決するためには、もっと多くの大学・研究機関の当事者らがそれぞれの意見や立場について時間をかけて話し合い、真摯に交流する場が必要です。

東京地区大学教職員組合協議会、首都圏大学非常勤講師組合、関西圏大学非常勤講師組合は、この院内集会を上記の問題意識から開催いたします。(1) 当事者の意見や議論を十分に踏まえることなく、研究開発力強化法改正案を今国会で可決することに反対します。また、(2) 全ての高等教育・研究機関に向けて、まずは労働契約法改正の趣旨を徹底させ、教育研究に従事する全ての労働者が教育研究に関する本人の意欲と熟練を否定されることの無いよう、安定的雇用と教育・研究環境の整備を促す対策の推進を求めます。そのため、下記予定で緊急院内集会を開催いたします。

関係各団体からの報告や率直なご意見をいただいて、高等教育・研究関連諸機関における研究者・技術者・教職員の雇用・研究開発のあるべき方向を議論できればと考えます。多くの関係者にご参加いただければ幸いです。※集会の概要は、(1) 団体・労働法学者等で各 15 分の報告、来訪議員の紹介、質疑で 15 分、(2) その後会場との質疑で 30 分程度、を予定しております。

記

1. 名称 労働契約法の特例・安全保障分野への重点配分で本当に研究力はUPするのか？
～ストップ！「研究開発力強化法改正案」緊急集会～
2. 主催 東京地区大学教職員組合協議会・首都圏大学非常勤講師組合・
関西圏大学非常勤講師組合（共催）
3. 日時 11月27日（水）17時30分～19時50分
4. 会場 参議院議員会館地下・B106会議室（最大60人収容）
5. 概要 研究開発力強化法改正案の諸問題について、大学専任教職員組合・非常勤講師組合・研究者・労働法学者等を交えて、意見交換を行いたいと思います。

以上

※集会に関するお問い合わせは、首都圏大学非常勤講師組合にお願いいたします。

Email : daigaku_hijoukin あつと yahoo. co. jp
(送信の際はあつとを半角の@に直してください)

080-3310-6910（直通）